

随意契約（相手方指定）調書

件名	がん検診及び読影・細胞診判定委託	No.5200160
工（納）期	令和7年3月31日	
契約締結日	令和4年4月1日	
契約金額	推定総額 45,448,172円（消費税込み）	

契約相手方	学校法人 日本医科大学 (法人番号：1011505001621)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	長期継続契約、複数単価契約	

業者選定理由書

件名	がん検診及び読影・細胞診判定委託
指名業者 (案)	名称 学校法人 日本医科大学 所在地 文京区千駄木1-1-5 代表者 理事長 坂本 篤裕
特命理由	<p>本件は、健康増進計画の重点項目の1つであるがん対策の一環として、がん検診（乳がん読影、肺がん読影、子宮頸がん検診、細胞診指導）及び受診指導を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の承認を得たうえで、上記業者を契約相手方と指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① がん検診及び読影業務委託は、地域がん診療連携拠点病院となっている日本医科大学付属病院から荒川区がん予防・健康センター開設以来医師を派遣しており、がん検診及び読影について優れた実績を有している。</p> <p>② がん検診等業務委託は胃・肺・大腸がん検診の受診指導を行うものであり、日本医科大学は、荒川区に継続して派遣している為、がん検診業務について精通している事から事業に協力する体制が整えている。</p> <p>以上のことから、上記法人を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p> <p>○本件契約は、長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年条例第56号）及び同条例施行規則の規定に該当するため、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの長期継続契約を締結する。</p>